

農民化と「保護」そして農地改革

地域産業
環境

第1章 十勝の平野や川ができるまで

第2章 先史時代と川

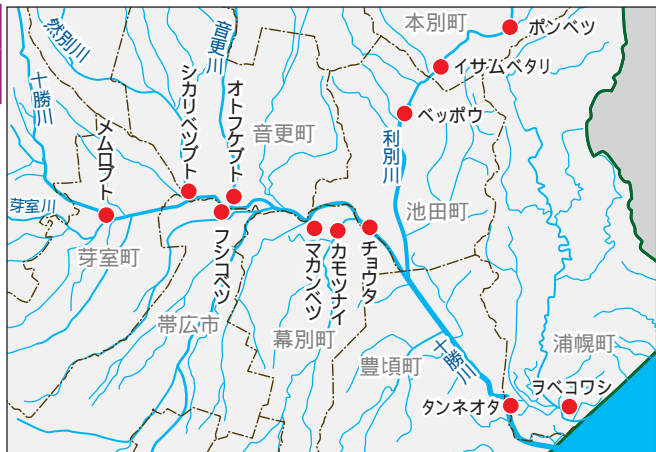
第3章 アイヌ文化と川

第4章 十勝開拓と川

第5章 発展、そして未来へ

用語

さくいん



札幌県によってアイヌの人への農業指導がおこなわれたところ(おおまかな位置。地図は今のもの)。

文化が否定された上、サケ漁やシカ猟という生活の柱もうばわれたアイヌ民族は、場合によっては生きることすら困難になりました。

明治16年(1883)、根室県は中足寄(足寄町)で、飢えや生活苦からの救済などを目的に、アイヌの人たちに対する農業指導をおこないました。

明治18年(1885)には、札幌県も、十勝各地でアイヌ民族に農業指導する事業を始めました。

十勝の指導リーダーは梅野四男吉で、そのほか宮崎濁卑などの和人の指導者(勸農係)5人と、モチャロクなどのアイヌの村長6人が力を合わせて、アイヌの人たちに農業指導することになりました。

4年で終わった農業指導

畑を開く場所は、「アイヌの人が好むところ」「水害にあわないところ」「交通の便があるところ」「土が肥えたところ」「用水がいいところ」「暖かいところ」「マキが手に入るところ」を考えて、十勝川と利別川ぞいに12ヵ所が決められました。

このため、アイヌの人々が住むところは大きく変わることになり、十勝川上流のコタンからは、しばらく人がいなくなりました。

明治21年(1888)には、264戸が合わせて200町歩あまり(およそ200畧=2km²)を開きましたが、この年で事業は終わりました。

アイヌの人々は、この事業によって一時的に農業にたずさわりましたが、多くの人は農業になじまず、狩りや漁場でやとわれる生活にもどりました。



アイヌの人の農業指導に使用された中足寄の建物。(明治18年建築) (写真:『足寄町史』より)

「保護」は、おしつけだったのか

アイヌのハンターの話では、「山は豊かな場所であり、迷って遭難するような場所じゃない」ということです。

アイヌの人たちにとって、生きる基本は、川や海で魚をとり、山野で植物採集や狩りをすることです。そして、農耕はそれをおぎなうものでした。

札幌県などは、アイヌの人たちを「保護」しようとしました。

しかし、それは、アイヌ民族の生活する川や山野をうばった上で、農業を中心とした暮らしをさせ、お金も受けをさせることです。つまり、アイヌ文化を否定した上で、和人数させることでした。

相手の文化や考え方を尊重しない「保護」は、ただの「おしつけ」に過ぎなかったのかも知れません。



アイヌの人々が山に向かうようす。アイヌのハンターにとって、山は豊かな場所であり、迷って遭難することは、まずなかったという。

(平澤屏山『蝦夷人山越えの図』 函館市中央図書館蔵)

1 根室県・札幌県(ねむろけん・さっぽろけん): 明治15~18年、北海道は札幌県・根室県・函館県の3県に分けられていた。また、明治時代から戦後まで、足寄郡(今の足寄町東部と陸別町)は、釧路地方の一部であった。そのため、足寄郡は根室県に、そ

他の十勝は札幌県に入れられていた。(p156・p157・p143)
2 中足寄で(なかあしよるで): アイヌの人々は、ほかのコタンから中足寄に集められた。しかし、他地域の人となじまなかったり、病気がはやったりしたため、次の年(明治17

開拓者がやって来る

十勝組合や、また、おしつけとはいいながらも、開拓使や札幌県などは、アイヌ民族に財産と農地としての土地を残し、あたえようとしてきました。

明治25年(1892)ころから、和人の開拓者が増え始めます。そして明治29年(1896)、殖民地貸し付けが始まり、一気に開拓者が押し寄せます(p162)。

多くのアイヌの人たちは、複雑になった産業としての農業になじめないため、自分の土地を開拓者たちにとても安く貸してしまい、土地を失っていきます。

明治32年(1899)になると、「北海道旧土人保護法」ができ、アイヌ民族に対して教育や医療を保証し、また、新たに農地をあたえることになりました。



大正10年(1921)の帯広伏古コタンのチセ(家)(帯広市北)。

(写真:帯広百年記念館蔵: 3)

第1章 十勝の平野や川ができるまで

第2章 先史時代と川

第3章 アイヌ文化と川

第4章 十勝開拓と川

第5章 発展、そして未来へ

用語

さくいん

所有権すらうばった「農地改革」

「保護法」であたえられた土地は、すでに開拓者がいいところを取ったあとなので、斜面であったり、ほとんど河原であったりと、多くが悪い土地でした。

さらに、その中でも多少ましな土地は、ずるい和人によって、とんでもなく安く借りられ、耕作権がうばわれます。

昭和20年(1945)、太平洋戦争に日本が負け、政治改革がおこなわれ、「農地改革」がおこなわれます。実際には農業にかかわっていない「大地主」から、農地を借りて耕作をおこなってきた「小作人」に、農地を分けることになったのです。

土地を持っていた多くのアイヌの人たちが、この「農業にかかわっていない大地主」と見なされました。かろうじて残っていた「アイヌの土地」の多くが、和人の土地になっていきました。(p185)



上土幌町の東泉園は、アイヌ民族が持ち続けることができた数少ない土地の一つ。

農業経営に成功したアイヌの人もある ... アイヌ教育にもつづいた伏根弘三

例えば、伏根弘三(アイヌ名:ホテネことチャンラロ:1874~1938)は宮崎濁卑らについて農業を学び、開拓事業に力を入れ、30人の和人を使って農業経営に成功しました。

弘三は、アイヌの人たちが土地を和人の手によって失っていくのにも心を痛め、民族の団結、禁酒、教育の大切さをうたえます。

アイヌの若者を援助して、函館の学校に入学させます。また、明治34年(1901)には帯広市街の自宅に子どもを預かり、和人教師をまねいて塾をつくります。

さらに、函館・札幌・小樽などをまわって援助を受け、明治35年(1902)、伏古(帯広市北)に教育所をつくりました。その土地、校舎、器具などは自分の財産を使って提供しました。

さらに全国をアイヌの仲間とまわって、寄付を得て、教育所を続け、明治37年(1904)には、公立の第二伏古尋常小学校の設立にも成功しました。

そのほか、上京して「保護法」の改正をうたえるなど、アイヌ民族の暮らしをよくし、権利を取りもどすため、努力をし続けました。

年(1884)からは、それぞれが希望する土地で農地づくりがおこなわれた。さらに次の年には中足寄に出張所ができ、指導・保護が続けられたが、明治22年(1889)に出張所が廃止されると、多くが農業からはなれた。

3 帯広百年記念館(おびひろひやくねんきねんかん):帯広市緑ヶ丘2番地 電話 0155-24-5352 月曜日休館